

『玉掛け技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号 - 18(～2024.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、制限荷重1トン以上の揚貨装置、又はつり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方ではな

ければできないことになっています。
当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催日時(3日間：学科13時間 実技 7時間)

【学科】令和 4年 7月 4日(月) 8:40～17:00

令和 4年 7月 5日(火) 8:40～16:00

【実技】令和 4年 7月 6日(水) または 7日(木) のどちらか1日 8:50～17:00

2. 開催場所

【学科】 熊本県教育会館(熊本市中央区九品寺1丁目24)

【実技】 熊本県林業研究・研修センター(熊本市中央区黒髪8-222-2)

3. 受講資格

なし

4. 一部免除対象者(3日間：学科10時間 実技7時間)

下記に該当する方	講習時間
1. クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許 又は揚貨装置運転士免許を受けた者	1日目 8:50～17:00
2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は、小型移動式クレーン 運転技能講習を修了した者	2日目 12:45～16:00
3. 旧クレーン則に規定するクレーン運転士免許、又はデリック 運転士免許を受けた者	3日目 9:00～17:00

5. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

【会員】受講料：22,000円(会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料：22,000円 テキスト代：1,650円 **合計：23,650円**

(一部免除対象者)

【会員】受講料：19,800円(会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料：19,800円 テキスト代：1,650円 **合計：21,450円**

6. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。

(裏面へ続く)

7. 受講申し込み

● 受付期間

令和 4年 5月16日(月) ~ 令和 4年 6月20日(月)

受付期間内であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

受付開始日前日(但し前日が土日祝日の場合はその前日)の消印・振込は有効ですが、それ以前の消印・振込の場合は申し込みをお断りする場合があります。

● 申込み手順

1. お申込み前に、申込が締め切られていないか確認してください。
(申し込み状況は、HPの『詳細スケジュール』にてご覧いただけます。)
2. 受付期間内に、受講料およびテキスト代を指定口座にお振り込み後、下記①～⑤をご郵送下さい。
書類確認後、受講票等をお送りします。
 - ① 申込書 (HPからダウンロードするか、お電話にてお取り寄せください)
 - ② 免除資格証明書類のコピー
 - ③ 写真1枚 (3.0×2.4 cm、申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身、正面向、脱帽のもの。
※申請書の所定の位置にのりづけすること。 **※修了証用の写真として使用します。**)
 - ④ 本人確認書類(自動車運転免許証等のコピー)
 - ⑤ 受講料及びテキスト代振込の領収書コピー(ネットバンキングご利用の場合は確認画面のコピー)
※複数名または複数の講習を同時にお申込みされる場合は、総額を振込み、まとめて申請書をご郵送下さい。

● キャンセル・欠席について

- ・原則として受講料は払い戻しいたしませんのでご了承下さい。
- ・講習日の前日までにお申し出があった場合、1回に限り講習日の変更が可能です。2回目以降の変更は不可となり、受講料の払い戻しもいたしませんのでご了承下さい。
- ・同じ会社の別の方への変更は可能です。ただし、講習日の前日までのお申し出があった場合に限りです。

≪申込み先≫ **建設業労働災害防止協会 熊本県支部**
 〒862-0976
 熊本市中央区九品寺4-6-4 (建設会館4F)
 TEL: 096-371-3700
 FAX: 096-364-2020

≪振込先≫ 口座: 肥後銀行県庁支店 (普通) 129604
 名義: 建設業労働災害防止協会熊本県支部